印刷業務契約書

１．発注番号　　　　　登水印第　　　　　号

２．件　　名

３．品名・規格・数量　　　別紙内訳書のとおり

４．契約金額　　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　　　円）

５．納入場所

６．納入期限(期間)　　自　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　至　令和　　年　　月　　日

７．契約保証金　　　　　 免　　除

上記印刷について、発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　発注者

　　　　　　　　　　受注者

（総　　則）

第１条　発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、頭書の印刷契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書及び甲から引渡しを受けた原稿に従いこれを履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第２条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

（原稿の引渡し）

1. 甲は、この契約により必要とする原稿を乙立会いの上、乙に引き渡すものとする。

２　乙は、甲から引渡しを受けた原稿を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（乙の請求による納入期限の延長）

第４条　天災その他の不可抗力、又はその他乙の責に帰すことができない理由により納入期限までに印刷物を納入することができないときは、乙は、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（納入の通知等）

第５条　乙は、印刷物を納入しようとするときは、あらかじめ納入期日等を甲に連絡するものとし、納入したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

２　乙は、前項の規定により印刷物を納入するときは、印刷物に納品書を添え原稿を返還するものとする。

（検査及び引渡し）

第６条　甲は、乙から前条第１項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して１０日以内に乙の立会いのうえ検査を行い、検査に合格した場合、乙はすみやかに甲にその印刷物を引渡さなければならない。

２　第１項の検査に合格しないときは、乙は甲の指定する期日までにその印刷物を取替え、再検査を受けなければならない。

（契約代金の支払）

第７条　乙は、前条第１項の規定により検査に合格し、引渡しを完了したときは、書面により契約代金の支払を請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に契約代金を支払わなければならない。

（かし担保）

第８条　甲は、乙が納入した印刷物にかしが発見されたときは、印刷物の取替え若しくはかしの補修又は金銭による賠償を請求することができる。この場合において、保証の期間は、別に定めるものを除き１年とする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第９条　乙の責に帰すべき理由により、納入期限までに印刷物を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込のあるときは、甲は乙から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

２　前項の損害金の額は、契約金額に対し、その遅延日数に応じ年２．７パーセントの割合で計算した額とする。

３　甲の責に帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わないときは、約定期間の満了の日の翌日から支払当日までの日数に応じ、年２．７パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第１０条　甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

（１）納入期限までに印刷物の納入を完了する見込がないと明らかに認められるとき。

（２）前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

（３）第１２条の規定によらないで、乙が契約の解除を申し出たとき。

２　第１項の規定により契約が解除された場合は、乙は契約代金の１０分の１を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等排除に係る解除）

第１０条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。なお、乙の使用人が乙の業務として行った行為は、乙の行為とみなす。

　（１）　乙又は乙の役員等が、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき、又は暴力団関係者が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき

　（２）　乙、乙の役員等又は乙の経営に実質的に関与している者(以下｢乙関係者｣という。)が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

　（３）　乙関係者が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等（以下｢暴力団関係法人等｣という。）に対して、直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　（４）　乙関係者が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。

　（５）　乙関係者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　（６）　乙関係者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

　（７）　乙関係者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを下請負の相手方としたとき。

　（８）　乙関係者が、本市発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団関係法人等であることを知りながら、当該法人等から資材、原材料等を購入し、又は産業廃棄物処理施設として使用したとき。

２　前各号の規定により契約が解除された場合においては、前条第2項を準用する。

（甲の任意解除権）

第１１条　甲は、第１０条及び第１０条の２の規定によるほか、必要があるときは契約を解除することができる。

２　第１項の規定により契約を解除した場合には、甲はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

（乙の解除権）

第１２条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）天災その他不可抗力により印刷物を完納することが不可能となったとき。

（２）甲が契約に違反し、その違反により印刷物を納入することが不可能となったとき。

２　第１０条第２項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（損害金等の微収）

第１３条　乙が、この契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を甲の指定する期限内に支払わないときは、甲はその支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約代金額支払の日まで　　　年２．７パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、甲は乙から遅延日数につき年２．７パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持等）

第１４条　乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　乙は、印刷物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

（紛争の解決）

第１５条　この契約書の各条項において、甲乙協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により決定した者に仲裁を依頼し、その裁定に従うものとする。この場合における紛争解決のために要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、双方平等に負担するものとする。

（補則）

第１６条　この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

内　訳　書

（単位:円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 消費税及び  地方消費税 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 合計 |  |  |  |